平成二十五年度

第二回

新

宿

X

住

宅

まちづく

り

審

議

会

議

事

録

新

宿

X

第二回新宿区住宅まちづくり審議会

開催年月日・平成二十五年十一月十五 日

### 出席した委員

伊藤衛、長谷川照子、 大方潤一郎、土屋修、 篠原みち子、石川彌榮子、西山博之 田近武友、桑原弘光、宮坂忠昌

西村敏、野村正俊

小柳俊彦、 新井建也

#### 議事日 程

題

- 新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出について
- 新宿区住宅まちづくり審議会副会長の指名について
- 新宿区支援付き高齢者住宅について

議事のてんまつ

### 午後二時〇〇分開会

まして、 〇事務局(山崎居住支援係長) ありがとうございます。 本日は、 お忙しい中御出席いただき

たします。 ただいまより平成二十五年度第二回住宅まちづくり審議会を開催

しくお願いいたします。 私は、事務局の住宅課居住支援係長の山崎と申します。どうぞよろ

本日は、 委員改選後の初めての審議会ですので、 会長が選出される

> までの間、 私が進行を務めさせていただきます。

来なら、区長から直接お渡しするところですが、公務の都合で、申し わけございません。よろしくお願いいたします。 まず、皆様の委嘱状ですが、机上に配付させていただきました。本

ことを御報告いたします。 欠席の委員は、佐藤委員、舟生委員、 定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立している 開会に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。本日、 針谷委員の三名でございます。

資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が次第でございます。

その次からが参考資料です。

参考資料は以上でございます。 ざいましたら、審議会終了後に事務局までお知らせください。次が、 す。こちらは学識経験者委員と区民委員の方のみお配りしております。 区住宅マスタープラン。次が、住宅ガイド。最後が、新宿区の統計で 審議会幹事名簿です。次が、住宅まちづくり審議会規則。次が、新宿 最初は、審議会委員名簿です。皆様のお名前、 現職欄等に誤りがご

す。本日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出くださ 枚のものと、「新宿区支援付き高齢者住宅検討会における検討につい ております。 て」と題された五ページものを一つに綴じたものと、 なお、本日の議題資料につきましては、事前に送付させていただい 「高齢者の住まいの確保について」と題されたA4、一 資料一から五で

簡単に御説明させていただきます。 っしゃいますので、この住宅まちづくり審議会の役割につきまして、 今回は改選後初めての審議会で、新たに委員に就任された方もいら

れているものです。 策に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として設置さ住宅及び住環境に関する基本条例」の中で位置づけられ、区の住宅政新宿区住宅まちづくり審議会は、平成三年に制定された「新宿区の

ができるとしています。 事項について審議し、答申するほか、区長に対して意見を述べること その役割といたしましては、区長の諮問に応じて住宅政策に関する

っております。
なお、審議会のもとに必要あるときは専門部会を設置することとな

掲載しております。本条例」につきましては、参考資料の「住宅マスタープラン」の中に本条例」につきましては、参考資料の「住宅マスタープラン」の中にまた、先ほど申し上げました「新宿区の住宅及び住環境に関する基簡単ですが、以上が住宅まちづくり審議会の役割になります。

たします。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、一言ずつお願いいお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、一言ずつお願いいそれでは、次に、委員の方の紹介をさせていただきます。名簿順に

最初に、大方潤一郎委員。

〇大方委員 大方でございます。よろしくお願いします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 土屋修委員。

〇土屋委員 都市再生機構の土屋と申します。よろしくお願いいたし

〇事務局(山崎居住支援係長) 篠原みち子委員。

〇篠原委員 弁護士の篠原です。よろしくお願いいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 石川彌榮子委員。

〇事務局(山崎居住支援係長) 西山博之委員。
の石川委員 石川彌樂子でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員 社会福祉士で、一級建築士の西山と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 伊藤衛委員。

○伊藤委員 東京都建築士事務所協会新宿支部の伊藤と申します。一

級建築士です。よろしくお願いします。

**〇事務局(山崎居住支援係長)** 長谷川照子委員

〇長谷川委員 よろしくお願いいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 田近武友委員は、まだお越しになっ

ていらっしゃいません。

桑原弘光委員。

支部長の桑原でございます。よろしくお願いいたします。 〇桑原委員 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部の副

○事務局(山崎居住支援係長) 宮坂忠昌委員。

**〇宮坂委員** 民生委員・児童委員協議会の宮坂と申します。よろしく

〇事務局(山崎居住支援係長) 西村敏委員

○西村委員 小児科医の西村と申します。にしむらこどもクリニック

と女子医大の小児科の非常勤講師をやっております。

よろしくお願

いたします。

**〇事務局(山崎居住支援係長)** 野村正俊委員。

〇野村委員 区民委員に応募しました野村正俊といいます。よろしく

お願いいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、区職員の委員を御紹介

させていただきます。

針谷委員は公務のため、本日欠席です。

小栁俊彦委員。

〇小栁委員 小栁です。新宿区の福祉部長です。どうぞよろしくお願

**〇事務局(山崎居住支援係長)** 新井建也委員。

(お願いいたします。() 新井委員 新井と申します。都市計画部長を務めています。よろし

るために出席しております幹事を御紹介いたします。 〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、審議会の審議を補佐す

月橋住宅課長です。

〇事務局(月橋住宅課長) 住宅課長の月橋です。よろしくお願いい

○事務局(山崎居住支援係長) 平井企画政策課長です。

〇事務局(平井企画政策課長) 平井と申します。よろしくお願いい

○事務局(山崎居住支援係長) 大野子ども家庭課長です。

たします。

〇事務局(大野子ども家庭課長) 大野です。どうぞよろしくお願い

○事務局(山崎居住支援係長) 森景観と地区計画課長です。

くお願いいたします。

〇事務局

(森景観と地区計画課長)

森でございます。どうぞよろし

〇事務局(山崎居住支援係長) 小野川地域整備課長です。

〇事務局(山崎居住支援係長) 野澤建築指導課長です。

願いいたします。

〇事務局(野澤建築指導課長) 野澤でございます。よろしくお願

) 事務局、19時間に受験しいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 金子建築調整課長です。

○事務局(山崎居主支援系長) 幹事は以上でございます。
○事務局(金子建築調整課長) 金子です。よろしくお願いします。

○事務局(山崎居住支援係長) 幹事は以上でございますが、

御挨

員会の國吉歩から引き継ぎまして来年委員長になりますので、よろし〇田近委員 遅れて申しわけございません。東京青年会議所新宿区委拶をお願いいたします。

について卸説明いたします。卸発言にはこの長いマイクを使って卸発**〇事務局(山崎居住支援係長)** 続きまして、お手元のマイクの操作くお願いいたします。

議題

一 新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出について

議題一は、新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出についてです。 〇事務局(山崎居住支援係長) それでは、議題に入ります。

けませんでしょうか。選によることになっていますが、どなたか自薦、他薦で御推薦いただ、新宿区住宅まちづくり審議会規則第三条に基づきまして、会長は互当審議会の会長の選出につきましてお諮りさせていただきます。

はい、お願いします。

います。よろしくお願いします。大方先生に、引き続いてお願いしたいということで御推薦したいと思大屋委員 前期も会長としてこの会をしっかりおまとめいただいた

いうお声がございましたが、皆様、いかがでしょうか。 〇事務局(山崎居住支援係長) ただいま土屋委員から、大方委員と

[「異議なし」の声あり]

〇事務局(山崎居住支援係長) ありがとうございます。

タイミングもよろしいような気もいたしますので、もう一期務めさせまいについて本格的な検討を始めようというようなことで、ちょうど総合研究機構という、小さな組織でございますが、そこの機構長を兼えることになりました。こちらの会議のほうもいよいよ高齢者の住私もたまたまでございますが、この四月から、東京大学の高齢社会大方会長、よろしくお願いいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) 大方会長、引き続き、議題二からよ

ていただきます。よろしくお願いいたします。

新宿区住宅まちづくり審議会副会長の指名につい

7

会長をお願いするということでよろしゅうございましょうか。 きょうは御欠席です。欠席裁判で恐縮ですが、佐藤先生に引き続き副**〇大方会長** 副会長でございますけれども、従来は佐藤先生でして、

[「異議なし」の声あり]

〇大方会長 ありがとうございます。

議

**2大方会長** それでは、本題こ入らせていたぎませ

議題の三でございます。新宿区支援付き高齢者住宅について、 〇大方会長 それでは、本題に入らせていただきます。

局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局(月橋住宅課長) 都市計画部住宅課長の月橋と申します。

でしょうか。 宅マスタープランの二十ページ、二十一ページをお開きいただけますでございます。それと、あわせて皆様のお手元にございます新宿区住まず、「高齢者の住まいの確保について」というA4縦のペーパー

標と具体的施策について策定したものでございます。の間、新宿区の住宅施策につきまして、いろいろな内容について、目この住宅マスタープランは、平成二十年度から平成二十九年度まで

づくり」という目標を掲げております。がございまして、こちらのほうに「安定した居住を確保できるしくみ、この住宅マスタープランの二十一ページに、基本目標の三というの

確に打ち出させていただいております。うしたことの目標に取り組むということを新宿区の住宅施策の中で明こちらの中で、「高齢者等の住まいの安定確保」ということで、こ

様に御審議をいただきたいと考えております。うした安定した居住を確保できる仕組みづくりを実現するために、皆わけでございますが、ここの住宅マスタープランの基本目標であるこしまして、高齢者の住まい確保という命題で皆様に御審議をいただく本日から開催されますこの住宅まちづくり審議会の大きなテーマと

をいただければと考えております。 大きく二つの方向性で御検討 具体的な施策の検討でございますが、大きく二つの方向性で御検討

ております。
がいて詳しく説明をさせていただきますが、この中で二つ手法を考えがいて詳しく説明をさせていただきますが、この中で二つ手法を考え、支援付き高齢者住宅の整備につきましては、後ほど改めて資料に基

ように検討をしていくというものでございます。 施策との連携等によって、地域で在宅の中で安心して住み続けられる支援と関連づけた既存の住宅ストック活用による整備の具体策を福祉こうしたものを活用しまして、高齢者の方が地域においてさまざまな生宅ストック、も含まれます。それから公営住宅、そうしたさまざまな住宅ストック、宅ストックというのは、民間の賃貸住宅であるとか、あるいは持ち家宅ストックというのは、民間の賃貸住宅であるとか、あるいは持ち家

区も積極的に進めていくというものでございます。 でも、選れでおります。このサ付き住宅というのは、現在、供給が、現在、進んでおります。このサ付き住宅というのは、現在、供給が、現在、進んでおります。このサ付き住宅というのは、現在、民間事業者の参入促進のために、国や都の補助金を活用したサービス民間事業者の参入促進のために、国や都の補助金を活用した地)ということで、

いと考えております。
それから、(二)各種入居支援策の推進でございますが、こちらは、(二)各種入居支援策の推進でございますが、こちらは、(二)各種入居支援策の推進でございますが、こちらは、(二)各種入居支援策の推進でございますが、こちらは、

をしていきたいと考えております。の方にこうした入居支援策を周知していくということもあわせて検討した媒体に限らず、さまざまな周知方法を使いまして、一人でも多くージ等で積極的にPRをしているところでございますけれども、そうまた、こうした入居支援策については、区民の方に広報やホームペ

こちらは、現在、住宅課で実施している高齢者等への入居支援策このペーパーの裏面をごらんいただけますでしょうか。

れども、こうした高齢者の方への入居支援策を住宅課では行っていまは、時間の関係もございますので、本日は割愛させていただきますけ一から七まで列挙したものでございます。個々の施策の内容について

策でございます。 携したり、もしくは福祉部等との連携の中で展開をしている入居支援 この入居支援策については、さまざまな団体の方、事業者の方と連

一枚目の資料の説明は、以上でございます。

について」、こちらのペーパーの説明をさせていただきます。 続きまして、次の「新宿区支援付き高齢者住宅検討会における検討

新宿区支援付き高齢者住宅検討会といいますのは、私ども都市

いる会でございます。 部住宅課と福祉部高齢者福祉課の両課が主に中心となって検討をして

登録制度を推進しております。な高齢者の居住の安定確保に関する法律等を改正して、サ付き住宅の住の安定確保を図っていこうということで、ここに書かれているようおります。国や東京都の中で、こうした高齢者向け住まいについて居この検討会の立ち上げの経緯を最初のところに書かせていただいて

いうものでございます。

サ付き住宅を設置できるよう補助金等の側面からも奨励をしているとを新たな制度として打ち出しまして、より多くの民間事業者が都内にのために、東京都独自の建設費の補助金の加算の増額、そうしたもののために、東京都独自の建設費の補助金の加算の増額、そうしたもののために、東京都独自の建設費の補助金の加算の増額、そうしたもの東京都についても、こうしたサ付き住宅を幅広く東京都の中でも展東京都についても、こうしたサ付き住宅を幅広く東京都の中でも展

ところをご覧ください。に書かれておりますが、ペーパーの一番最後の「用語の説明」という新宿区において支援付き高齢者住宅整備の必要性というのが(二)

宅」という言葉の定義をここに書かせていただいております。 この用語の説明の中の三番目、新宿区における「支援付き高齢者住

ものでございます。うような仕組みづくりを含めた住宅というものを支援していくというらような仕組みづくりを含めた住宅というものを支援していくという住まいと一体にさまざまな福祉や介護等の支援を高齢者が受けるといと、先ほどのサ付き住宅に限らず、いわゆるバリアフリー構造を有し、新宿区における支援付き高齢者住宅とはどういうものかといいます

ますけれども、高齢者の方が日ごろお住まいになっている民間賃貸住(そのため、民間事業者が新たに建設するサ付き住宅もこの中に入り

たものでございます。暮らしていく仕組みづくりという広義の意味で定義をさせていただい住みながら地域のいろいろな支援を受けながら、安心して在宅の中で宅や公営住宅、あるいは御自身でお持ちの持ち家、そうしたところに

ペーパーをごらんください。宅」のニーズというところがございまして、資料五というA4の横のられる住まいの必要性ということや、それから「支援付き高齢者住をれでは、最初のペーパーに戻っていただいて、安心して住み続け

果が出ております。 といという方が、こちらのパーセンテージでいいますと約七十パーセーで行いました。その中で高齢者の方の意向をお聞きしましたところ、で行いました。その中で高齢者の方の意向をお聞きしましたところ、こ十二年度新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査というのを新宿区に出ております。

パーセントいらっしゃいました。ひとり暮らし高齢者の方については、「いる」という方が六十八・六ったときに近所に手助けを頼める人がいるかという質問に対しまして、また、四ページのところでございますけれども、ふだんの生活で困

いうことを希望されている方が多いということがわかりました。いうことを希望されている方が多いということがわかりました。高齢者につきましては、安心して地域で在宅で住み続けていきたいとこうした高齢者の方への調査によって、やはり新宿区にお住まいの

それでは、二ページをごらんください。

備に向けた計画というのを新宿区でも策定をしております。 こうした調査に基づきまして、新宿区の「支援付き高齢者住宅」整

第二次実行計画という計画がございますけれども、

こちらの

ております。中で支援付き高齢者住宅を整備していくという目標を明確に打ち出中で支援付き高齢者住宅を整備していくという目標を明確に打ち出

r。 支援付き高齢者住宅の整備という目標を掲げておるところでございま 及び地域全体を意識した展開を推進していくというような、具体的な こちらの中でも、既存ストックを活用した支援付き高齢者住宅の整備 それから、その下の高齢者保健福祉計画という計画がございますが、

ろでございます。 度と約一年半でございますが、この検討会の中で検討をしておるとこき高齢者住宅検討会というものを立ち上げております。昨年度、今年こうしたそれぞれの計画に基づきまして、昨年度から新宿区支援付

討という二つの大きな議題で検討をいたしました。等の活用による検討というものと、既存の住宅ストック活用による検まず、その検討の状況でございますが、平成二十四年度は、公有地

誘致しようというような前提で議論をいたしました。整備を行う場合を想定して、新宿区の公有地を使って民間の事業者を公有地活用については、国や都の制度を活用しながら、民設民営で

討をいたしました。 模団地にどのような機能を持たせればいいのか、そうした観点から検おいてどのような生活支援が必要なのか、あるいは高齢化が進む大規・また、それから既存の住宅ストックについては、シルバーピア等に

場合には改めて検討するということでございます。ことが困難になったこともございまして、新たな公有地があらわれた現状、新宿区の中でサ付き住宅の設置について具体的な公有地を示す十四年度の課題に基づいて検討を行う予定でございましたけれども、平成二十五年度、今年度の検討でございますけれども、引き続き二

しまして、それに伴う検討課題を整理したところでございます。東京都や国の補助金の制度を活用したサ付き住宅の整備を方針の柱とうのは、今、非常に難しい状況にございますけれども、先ほど言った次の三ページのほうに進んでいただきまして、公有地での建設とい

させていただきました。も、資料の四をごらんください。同意基準というものを、今回、用意も、資料の四をごらんください。同意基準というものを、今回、用意この国や都の制度を活用したサ付き住宅の整備でございますけれど

で明確に示すというものでございます。
に支給するに当たりまして、新宿区が同意を行うかどうかというものでございます。東京都の補助金ですので、基本的な住宅をつくってもらいたいのか、各地域に具体的なサ付き住宅を建設には各自治体がそれに対して賛意を示すということが、まあ本来は必にな合ったので、それぞれの自治体にとってそうした住宅が必要なのが一つポイントとなっております。東京都の補助金ですので、基本的な住宅をつくってもらいたいのか、そうしたことを同意基準ということに支給するに当たりまして、新宿区が同意を行うかどうかということに支給するに当たりまして、新宿区が同意を行うかどうかということに支給するに当たります。

せていただいております。目に分けてこうした同意基準を検討会の中で話し合って、案をつくら和を図っていただく住宅を建設してもらうとか、そうした幾つかの項だきますけれども、一定の区民枠を設定するであるとか、地域との調同意基準の細かい内容については、きょうは説明は割愛させていた

ためのさまざまな高齢者の方へのサービス、そうしたものをどのようそうした住宅ストックを活用しまして、地域で在宅で安心して暮らすあるいは公営住宅、マンション等も含まれるかと思いますけれども、先ほども言いましたように、既存の住宅ストック、民間の賃貸住宅やそれから、次に、既存の住宅ストック活用による整備でございます。

が検討会の中でも話し合われております。 に結びつけていくか、そうした視点で、今後の検討は必要ということ

うことで整理をさせていただいております。 今後の検討課題とい三番の、既存の住宅ストック活用による整備、今後の検討課題とい

いう住宅でございます。
まず、(一)シルバーピアにおける支援ということでございます。
まず、(一)シルバーピアにおける支援ということでございます。
まず、(一)シルバーピアにおける支援ということでございます。

題がございます。物全体のそうした住戸においても非常に高齢化が進んでいるという課物全体のそうした住戸においても非常に高齢化が進んでいるという課化に加えて、シルバーピア以外の住戸もその中にございますので、建しかし、こうしたシルバーピア住戸については、入居者自身の高齢

ございます。の活用というのが現実としてはなかなか行われていないという現状がの活用というのが現実としてはなかなか行われていないという現状が住戸内の入居者間の交流はあっても、地域との交流、そうしたものへしておりますけれども、そうした中での活用というところについても、また、各シルバーピアの住宅については、団らん室や談話室を設置

いく必要があると考えております。と地域との関係性の構築、そうしたものを新たな課題として構築してあり方とあわせまして、地域とのかかわり方というか、シルバーピア身や生活の変化があっても、高齢者が安心して暮らせるような支援のこうした現状を踏まえまして、シルバーピアにお住まいの方々の心

四のところに数字等が入っております。しました高齢者の保健と福祉に関する調査によれば、資料五のページそれから、(二)地域における支援でございますが、先ほども紹介

ふだんの生活で困ったときに近所に手助けを頼める人がいないと答四のところに数字等が入っております。

した。

えたひとり暮らし高齢者の方が、一般高齢者の約三割いらっしゃいま

る大規模団地あるいは民間住宅について、そうした課題を解決していこうした調査の結果等を踏まえまして、例えば高齢化率が進んでい族の介護が期待できないということを理由にされております。の住宅に入居したいと答えた高齢者のうち、約二十五パーセントが家また、同じ調査において、介護が必要になったら施設や高齢者専用

のが、非常に大きいものがございます。のために、そうした一般住宅に住む高齢者の抱える生活課題というももバリアフリー構造になっていないという住宅も多くございます。そまた、民間住宅等についてもあるいは公営住宅についても、必ずし

く必要があると考えております。

ていく必要があると考えております。
面から支援付き高齢者住宅に相当するような住戸環境の整備等を行ってうしたハード面あるいは地域の支援というところのソフト面、両のカー判常に大きいものかこさいます。

要である。相談センター等のサービス、そうした社会資源との連携というのが必相談センター等のサービス、そうした社会資源との連携というのが必ざまな課題を踏まえまして、医療・介護・福祉、あるいは高齢者総合最後の、四ページでございますけれども、これまで述べましたさま

必要なのではないかということ。制度もございますけれども、さらに一歩進んだ住宅設備面での改善がそれから、◎の住宅設備面での改善、介護保険に絡む住宅改修等の

と考えております。 保できる、 状がございます。あるいは、高齢者の方の中には、立ち退きを迫られなか高齢者の方が安心して生活するだけの住宅物件が少ないという現 い住宅となるように、そうした方策も検討していくという必要がある て住み替えを必要とする方も多くいらっしゃる。また、身寄りがなく レベーター設備あるいはバリアフリーの設備、そうしたところでなか いという課題もございます。そうした方々が、円滑に次の住まいを確 それから、 保証人がなかなか見つからず、次の住み替えがスムーズにいかな あるいは現在住んでいる住宅がもう少し高齢者の方に優し ⑤の住まいの確保への支援ということでございます。 エ

きたいと思いまして、資料の説明をさせていただきました。 まな現状や課題を踏まえまして、 き高齢者住宅についての御議論をこの審議会の中でもぜひしていただ 大変雑駁な説明で申しわけございませんけれども、こうしたさまざ 新宿区における広い意味での支援付

説明は以上でございます。

### 〇大方会長 ありがとうございました。

言ください。 それでは、 御意見、御質問がございましたら、 どうぞ。 どうぞ御自由 [に御発

〇篠原委員 二点、ちょっと教えていただきたいことがあります。

事が載っていました。 うかはよくわからないけれども、 聞で、サ付き住宅というのは国が非常に力を入れていて、当初期待さ れてはいたんだけれども、できてみたら、 サ付き住宅のことについてですけれども、一カ月ぐらい前の朝日新 実は入居者がかなり少ないという記 サービスが少ないからかど

しているんですけれども、そこでもサ付き住宅についての特集記事が それから、もう一つ、CRIという月刊誌、 長谷工総合研究所が出

> ちょっと載っていて、当初、たくさんつくるというふうなことが見込 まれたんだけれども、 いるというふうな記事が載っていました。 実はそれが必ずしもそうではなくて、 減速して

うとする。そうすると、結局、家賃ほかプラスアルファのそういう費 限つけなきゃいけないのが安否確認だったか、何かそのように記憶し とりあえず今、登録が一件なのかな、これを見ると、よくわからない ってはサービスが足らないということで、 ているんですけれども、それじゃ、 なっているかということをちょっとお聞きしたいのが一つ。 きた場合の入居の見込みはどうかということについて、どうお考えに んですけれども、登録件数がどのくらいになるのかということと、で それから、もう一つは、このサ付き住宅のサービスというのは 新宿区の場合はどうか知らないんですけれども、つくられたの 結局、 いろんなサービスをつけよ ひとり住まいの高齢者にと

の方法を考えたいというのか、その二点についてお願いします。 でいいのか、あるいは新宿区のほうでは、そうではないので、何 ないんじゃないかというような気もするんですけれども、そこはそれ そうすると、サ付き住宅つくっても、 結局、 所得の高い人しか入れ

ったか、そんなような話が出ていました。

9

### 〇大方会長 お願いします。

#### 〇事務局(齊藤高齡者福祉課長) 高齢者! 福 祉 課長でございます。

今の二点についてお答えいたします。

委員のほうから御紹介いただきましたように、 は高田馬場に一カ所という状況でございます。 新宿区内におけるサ付き住宅の整備状況でございますが、 現時点で開設している

今後予定されるものといたしまして、来年二月に四谷で一カ

三カ所になる予定です。進行中のものが二カ所ございまして、こちらで把握している中では計所、それから二十七年の一月に東五軒町で一カ所ということで、現在、

でで、また。 こういったものが組み合わさって設置されるもので スを提供できる、こういったものが組み合わさって設置されるもので る。それと、近接の医療事務所あるいは介護事務所などからのサービ 急通報システムなどの設置、こういったものがまず標準としてなされ うのがございます。それから、居室内での緊急対応ということで、緊 るサービスの中身というのは、安否確認のために相談員等の配置とい それから、このサ付き住宅でございますが、実際にそこで提供され

ものであろうかと考えるところでございます。とらえた場合には、サービス提供分の利用料がふえるといった程度の思われますが、通常、新宿区内に居住する場合のものと、住宅として用料というものがかかってまいります。一定程度金額がかさむものと柄もございますが、それなりの賃料、さらにはサービス提供に伴う利債料等につきましては、新宿区内で設置される場合に、やはり場所

○大方会長 はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○篠原委員 何かちょっとよくわからない。

を使うという建前なんですね。 報のあるマンションなんですよね。そこに普通の在宅介護のサービスもとサ付きというのは、今おっしゃったように管理人がいて、緊急通なっているものですから、だんだん詳しくなってきたんですが、もとの大方会長 じゃ、ちょっと補足しますと、私も最近そっちの専門に

今の実態のようです。

いうような方ではちょっと入れない。だから、そういう方は今でもどれないものですからねったけるぐらいもらっているとなかなか埋まらないという状態のようですね。 お値段ですが、我々も厚生年金族とか呼んでいますけれども、大企業のサラリーマンをリタイアされて、おひとり暮らしになると厚生年金を月二十万ぐらいもらっている人が多いと思いますが、そのぐらいのお金を全部巻き上げるぐらいのビジネスモデルになっているものですから、そうでない自営業の方などで国民年金しか収入の道がないとすから、そうでない自営業の方などで国民年金しか収入の道がないとすから、そうでない自営業の方などで国民年金しか収入の道がないとすから、そういう方は今でもどれないものですが、我々も関係を表している。

な状態のようです。付きでもいいかなというようなことでお入りになる方もいると、そんっしゃる方だと、どうせ家賃は払うものですから、そのぐらいならサーだだ、その方は持ち家だとそうなりますが、アパートに住んでいらうしても特養に行くようなことになるというケースが多いと思います。

ちょっと入るのは難しいということですね。いずれにしろ、所得が少ないと、今のサ付きは民間ベースですから、

何か補足があれば、どうぞ。

米から八十五平米ということで、ファミリー向け、御夫婦でお住みに設する予定のサ付き住宅がございますが、まず、占有面積が五十二平これは先ほど御紹介いたしました東五軒町に、平成二十七年度に開をお示ししてお話ししたほうがわかりやすいと思います。 一例をちょっと、具体的な金額等

三万九千円というような金額になるものでございます。

九万一千円から二十五万六千円です。このほかに、サービス利用料となっていただく等の住宅、かなり広いところでございます。家賃が十

いたしまして三万四千五百円、それから食費の提供が必要とすれば

〇篠原委員 大変ですね。

ですね。一大方会長ですから、今のは自立型というほうですかね。高級物件

**〇石川委員** この新しくできたサ付き住宅は、入居に介護が条件です

O大方会長 いや、自立型のほうはそうではないです。

かえというような場合にも対応できるんですか。 〇石川委員 医療介護というほうをお使いになる場合は、早目の住み

〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) あくまでも住宅としてとらえてい

よう。

ではありませんので……る事業所がありますが、そこでなければいけないと決まっているわけを受けるといった場合には、もちろんサ付き住宅、サービスを提供すますので、介護認定を受けられている方が入所してその介護サービス

〇石川委員 いえ、そうじゃなくて、入所基準、資格としていわゆる

〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 特にございません。

介護等は……

**〇石川委員** ないんですか。

との者、または要个隻・要友爰忍をと受けている者というのはあるのの事務局(齊藤高齢者福祉課長) 条件といたしましては、六十歳以自立型のほうは基本的に何の制限も一般にはないと思いますけれども、みたいな、介護型のお部屋のほうは、それはあると思いますけれども、の大方会長 ただ、家主というか、事業者のほうが健康な人は嫌がる

います。〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 条件といたしましては、六十歳以〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 条件といたしましては、六十歳以

〇大方会長 よろしゅうございますか。

○篠原委員 そうすると、大方先生がおっしゃった住宅型と特養型で

すか……

O大方会長 介護型と言っていますが……。

いんですか。
と埋まりやすいというか、所得がそれほど高くない人たちが入りやすと埋まりやすいというか、所得がそれほど高くない人たちが入りやす

〇大方会長 いやいや、そうではないですね。

○篠原委員 そうでもないんですか。でも、住宅型も今大変なんでし

- 11 -

番を待てないわけですね、二年も三年もかかりますから。だから、そ護型のほうは、もうせっぱ詰まっているわけですから、特養に入る順ションでも暮らせますので、余り人気がないということですよね。介 ういう方で、 番を待てないわけですね、二年も三年もかかりますから。 〇大方会長 余裕があれば入ると、そういうことですね。 R, 住宅型のほうは、ですから普通の安い一般

余裕があればということですね。

かですね。 よね。そこに一般の介護の自己負担分がさらに加わると、 ったと思いますが、そういうものでも新宿区内でしたら相当高いです 〇大方会長 十五平米で大きいですけれども、最低十八平米というような基準があ 余裕というか、家賃も今おっしゃったように、 あと食費と あれは五

〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) の住宅と同じ考え方でございます。 小さくなりますが、面積によって住宅の家賃も違うというのは、 うことで、もちろん、占有面積は二十五から五十六ということで若干 にオープンしているところの家賃は九万一千円から十六万五千円とい ちなみに、 先ほど、 高田馬場で既 民間

〇篠原委員 はい、わかりました。

をしたらいいかなんという勉強会もやっているんですが、今はバリア 〇大方会長 特別なそういうものは必要なくなるんではないかなと思っているわけ のサービスが入っていけば、あるいは訪問医療なども充実していけば、 フリーの住宅は非常に少ないですからね、まだ木造のアパートが多い フリー もう町中がさつきのようになっていくわけなので、 過渡期のものでして、これからは高齢者の使いやすいバリア マンションがどんどん増えていけば、 どんどんつくったらいいと思いますが、ただ、サ付きは、 ですから、我々も今、国レベルでどういうサ付きの供給 そこに普通の在宅介護 いずれは

って、

です。 促進しているという、そんな状況だと思いますけれども るのを待っているわけにいかないので、 りませんが、 その間、 当面、一 10三0年ぐらいまで、 世の中のマンションがみんなバリアフリーにな 国は補助金まで出してそれ もう十五年ぐらいしか

ので、 ろうということだと思います。 きょうこれから皆さんに御議論いただきたいという、 確かにそのとおりですが、サ付きはもともとそういう過渡期の残物な もう少し所得の低い方についてどうするかというのが、 そういうお話だ まさに

ですから、所得の低い方まで手が及ばないではないかというの

は、

〇篠原委員 わかりました。

〇大方会長 御質問、 御発言、 ということで、 よろしくお願いします。 どうぞ、 ほかの観点でも構いませんので、

はい、どうぞ。

よね、掃除するんだって大変だよなんて言っていて、 ○長谷川委員 先ほど五十二平米から八十平米とか何とかって言って っと小さければもっとたくさんの住宅があれするんじゃないかなと思 広くて広くて、こんなんでどうするのという感じで、俺もそうなんだ って、それで今ひとり暮らしの男性の方がいるんですけれども、もう いましたよね。広過ぎるんじゃないかしらと思うんですよ 御近所に御夫婦で今までいたんですけれども、 奥様が亡くなっちゃ あれがもうちょ

ないかしらと思っちゃったんですけれどもね だから、八十なんて聞いて、 もうちょっと小さくして、 ちょっと広過ぎて、本人も困っておりますけれどもね そして数を増やしたほうがいいんじゃ びっくり仰天しちゃったんですけれど

間事業者の整備によるサ付き住宅でございます。それで、先ほど来、 〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 今、 御紹介いたしましたのは、

ざいます。 さいません。その住宅、住宅によって、今、委員のほうからございま さいません。その住宅、住宅によって、今、委員のほうからございま 洗はまちまちでございますので、全てが五十二以上ということではご 米から一番大きなところで八十五までという、その部屋の大きさの状 いうことで御紹介いたしましたが、その中で申し上げれば、二十五平 三カ所、既にオープンしているところ、それから、これから二カ所と

て…… 〇長谷川委員 そうですか。小さいほうがいいんじゃないかなと思っ

○大方会長○民谷川委員○大方会長○大方会長○大方会長○大方会長そこはマーケットが決めていくんだろうと思います。○大方会長そこはマーケットが決めていくんだろうと思います。ぬとはなかなか行政としては言えないだろうと思いますけれどもね。ぬとはなかなか行政としては言えないだろうと思いますけれどもね。

○状況になりますので、一定程度の広さは必要になってくる。●想定すると、二十平米台ですとお二人でというのはこれは狭いといそもそもこういった住宅にお住みいただくときに御夫婦でという状態たしまして、ひとり暮らしの高齢者が多いという特徴がございますが、○事務局(齊藤高齢者福祉課長) 新宿区の場合、高齢者の現状とい

況ですので、その後のことはその時点でまた対応を考えると。ということはあろうかと思いますが、これは御自宅においても同じ状んだ、その後、例えばお一人になった場合にその広さをもてあます

**〇長谷川委員** その方は区民住宅に住んでいます、今、私が言った人

れども、区民住宅に住んでいます。

て、 グというのは、 ういう意味での入居されている方とその部屋の広さとのアンマッチン 〇事務局(月橋住宅課長) 初住んでいただくというようなケースもあって、 常にゆったりと、部屋数が多かったりとかそういうふうな構造で、当 いうのもあって、もともと都営住宅のつくりというのは、構造的に非 初の御家族数からだんだん減っていくという現状もあるかと思います。 が独立してしまったりとか、そういうふうなことで、 に入居される際に、 それから、区営住宅の中には、都営住宅から移管された区営住宅と 配偶者の方がいらっしゃらなくなったりとか、あるいはお子さん 一つこれは課題かなと認識しております。 御家族でお住みになって、 今、 区民住宅のお話が出ましたが、 そのうち御高齢になっ 正直言いまして、そ 結果として、当

○長谷川委員 もう初めから子供さんはいらっしゃらなかったし、年

すみません。ありがとうございます。

〇大方会長 ほかの方。はい、どうぞ。

○桑原委員 桑原でございます。

感じになんでしょうか。 れないということをお聞きしたんですけれども、その点は今、どんなんたちが面倒を見ようと思っても、子供が六十歳になっていないと入ところに入りましても、例えば今度、具合が悪くなったときに子供さとほかで聞いたんですが、元気なときに六十歳以上の方がサービスの先ほど入居の条件で六十歳というのがありましたけれども、ちょっ

**〇大方会長** お願いします。

**〇事務局(齊藤高齢者福祉課長)** 今、同居する方につきましては、

ないかと考えております。ることは可能ですので、今のようなケースについては対応が可能では特別な理由により同居させる必要があると認められる場合には同居す

○大方会長 ただ、隣にもう一軒借りて、そこに住みたいなんていう

いかがでしょうか。

○篠原委員 五ページの用語の解説のところに関係するんですけれど○篠原委員 五ページの用語の解説のところに関係するんですけれど

する事業者が国や東京都から補助を受けられるというものでございまする事業者が国や東京都から補助を受けられるというものでございまの事務局(齊藤高齢者福祉課長) これは言葉だけで想像するとなかが出るということですか、何かちょっとその区別がよくわからない。が出るということですか。新宿区のほうは、高齢者個人に対して何か補助いうことなんですか。新宿区のほうは、高齢者個人に対して何か補助が出るとのほうは、住宅そのものに何かお金が多少出るとか補助が出ると

葉がサービス付きと支援付きというものが混在していましたので、そ付きの住宅に住んでいるというふうに考えていこうということで、言もさまざまな支援が受けられる、そういう状態になれば、これは支援住宅というものを使っていく、つまり、今お住まいになっている住宅うことで、先ほど住宅課長のほうから、広義の意味で支援付き高齢者下の、新宿区における「支援付き高齢者住宅」、これは考え方とい

ございミト。

で、今お住みになっていこうと、そういう意味でございます。で、今お住みになっている住宅で支援を受けながら住み続けられる、ざまなサービスを提供していこうと、そういったことを提供することお住みになっている方にお金が出るとかそういうことではなく、さまお住みにないまして、下の「支援付き高齢者住宅」については、そこにしたがいまして、下の「支援付き高齢者住宅」については、そこに

〇篠原委員 はい、わかりました。

どうぞ。

〇大方会長

なかなかややこしいですね

○石川委員 要は、新宿区の中のサービスを充実させていけば高齢者支援付き高齢者住宅ということになるでどスの質は最終的には保証されるというか、そのぐらいに在宅サービにおいてもそれは理想ですけれども、いろいろな住宅においてもサーにおいても負 要は、新宿区の中のサービスを充実させていけば、自宅

よね。 | O大方会長 | サ付きのほうは国の法律があって、その枠内で補助金ものですが、新宿区における云々のほ出るという特定のカテゴリーのものですが、新宿区における云々のほと方会長 | サ付きのほうは国の法律があって、その枠内で補助金も

○篠原委員 はい、わかりました。

〇大方会長 ほかにいかがでしょうか。

の意味をちょっと教えていただきたいんです。 「都道府県知事が指定した登録機関の登録を受けた住宅」という、こ 〇伊藤委員 用語の説明の二番のところで、一行目の最後のほうで、

O大方会長 お願いします。

〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) サ付き住宅に関しましては、国及

っておりますので、そのことを指しているものでございます。の対象として受けたいということで登録をまずしていただくことにながごれからつくろうとしている住宅について、そういったものを補助がございまして、まずは都道府県知事が指定した登録機関に、事業者がございまして、国の補助対象となる住宅であること。それから、このサび東京都からの補助が受けられるものでございますが、まず前提といび東京都からの補助が受けられるものでございますが、まず前提とい

〇伊藤委員 この登録機関というのは、どういったものですか。

いてはそういう整理になっておるかと思います。登録をした住宅のみがサービス付き高齢者住宅と、東京都の場合にお保健財団という財団が登録機関となっておりまして、こちらのほうに京都の外郭団体に当たるかと思うんですが、公益財団法人東京都福祉の事務局(月橋住宅課長) 参考までに。東京都の場合は、これは東

〇伊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

〇大方会長 はい、どうぞ。

何なりを受けることが可能なんでしょうか。 の建物についてそういう設備をしたということで、そういう補助なり 〇宮坂委員 新規の住宅が今話題に上っているようなんですが、既存

**〇大方会長** お願いします。

で…… **〇事務局(齊藤高齢者福祉課長)** 今、御説明をさせていただいてい の事務局(齊藤高齢者福祉課長) 今、御説明をさせていただいてい

れば、サ付きとして認定されて補助も出るという制度とはなっている 〇大方会長 国の制度上は既存のものを改造して基準に合うようにす

▶️事务員(甲喬圭芒果長)(今見玉、そうぃっこもりはございませんれども……。新宿区にはないということでしょうけれどもね。と思いますが、新宿区に例があるかどうかはちょっとわかりませんけ

○大方会長 全国的にはそういうのもかなりあると思います。○事務局(月橋住宅課長) 今現在、そういったものはございません。

○宮坂委員 既存のものも使ったほうが費用的にも安くできるし、この宮坂委員 既存のものも使ったほうが費用的にも安くできるし、ころいるでした。

よってはあるかもしれないんで、その辺難しいところですね。かね。だから、今はむしろ新築のほうが安いなんということも場合にでコストがかかったりはするんでしょうけれどもね、あと耐震補強と**〇大方会長** ただ、なかなかそのバリアフリー構造にするということ

ということが可能なのかどうか教えていただきたいんですけれども。施設をつくった場合には、何かこういう条件をつけながらやっていく一人、二人入っていただいて、台所を共有、あるいは食堂のような、じで、グループホームというのかわかりませんが、各部屋にそれぞれよくケアハウスとかっていろんな話がありますけれども、そんな感

○大方会長 それもサ付きの条件に該当すれば、いわゆる介護型といる。

すか。 でとか、高齢者向けだとかいう中で、いろんな補助制度は何かありまだとか、高齢者向けだとかいう中で、いろんな補助制度は何かありまいところはあると思うんですけれどもね。そういったバリアフリー化**〇伊藤委員** バリアフリーだとか、いろいろ手を加えなければいけな

○大方会長 あるいは、サ付きじゃなくて、いわゆる福祉施設として

つくるやり方もあると思います。

どうぞ、ちょっと御説明をお願いします。

いうのが補助されると認識しています。 つてきていないんですが、国及び東京都のほうである程度の改修費と場合は、また別の補助制度がございまして、きょうは詳しい資料は持た空き家を高齢者の方向けにグループホームのようなものに改修するの事務局(月橋住宅課長) サ付き住宅の補助制度とは別に、そうし

今後、

課題ではないのかと思います。

○伊藤委員 そうしましたら、遺族の方と相談してみて、住宅課のほ

御説明はしたいと思いますので、よろしくお願いします。〇事務局(月橋住宅課長) こちらのほうできちんと制度を調べて

〇伊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

〇大方会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

**〇野村委員** 区民から公募に応じました野村と申しますけれども、初

ついて、審議してきたかと思いますが、今回、新たに二十五年の第二肢」という議題や、「これからの高齢者住宅に向けて」という議題に住宅まちづくり審議会において、過去、「高齢者の住まいの選択

議題としてスタートするいきさつと経緯をまず教えていただきたい。回を第一回として、「高齢者の住まいの確保について」ということを

これが第一点です。

宅が提供されても、そこに入る資金力があるかどうかといったことが、年寄りは家はあるけれども現金がない。だから、いわゆる介護付き住今、国のほうで社会保障制度改革プログラム法案が審議されていて、今後いろいろ大変なことになりそうだなと思っています。「事者の住まい確保において、私自身が問題になろうかと思うのは、生後の後期高齢者になったときにどうしようかなと思っています。私自身、前期高齢者に入ったばかりの団塊の世代で、二○二○年の、私自身、前期高齢者に入ったばかりの団塊の世代で、二○二○年の、

確保というのを検討課題の中に入れていってほしいと思います。かけですけれども、そういった資金制度も含めた形の高齢者の住まいいかという動きだとか、貸し家だとだめだとか、いろんな制限があるじゃないとだめだとか、貸し家だとだめだとか、いろんな制限があるがの市町村では見られておりますリバースモーゲージも、土地つき家団塊の世代は多分そのぐらいになると思うんです。そうしますと、ほ団塊の世代は多分そのぐらいになると思うんです。そうしますと、ほ団塊の世代は多分そのぐらいになると思うんです。そうしますと、ほ

以上です。

○事務局(月橋住宅課長) 今回のまちづくり審議会で、高齢者の住まいの選択肢の拡充というようなテーマでお話をいただいたことますが、過去に、二年前、三年前に一度この審議会の中でも、高齢者の住まい確保というテーマで皆様にお話しいただくというところでございまい確保というテーマで皆様にお話しいただくり審議会で、高齢者の住

そのときは、具体的に新宿区として高齢者の方の住まいの選択肢を

の中で三人に一人というのも資料として、今回、 がございます。 立ち上げていたりとか、かなり全体像がはっきりと見えてきた中で、 具体化されていない段階の中での審議でございました。 さんからお話があったようなサ付き住宅のお話とかが、 踏み込んだ議論ができなかったのかなと思っています。 拡充していくためにどのような施策が必要なのかというところ、 新宿区の高齢化の現状というのも、今、非常に進んでいるということ 都も積極的にこのサ付き住宅を拡充していくために新たな補助制度を また、ひとり暮らし高齢者というのが、高齢者の割合 御提示させていただ 今現在、 当時 まだそれほど は、 今皆 東京

○大方会長 二つ目のほうは、何かコメントございますか、資金援助の大方会長 二つ目のほうは、何かコメントございますか、資金援助ということで、テーマとさせていただいたというところでございます。めてもう一度皆様に高齢者住まいの確保について御審議いただきたいめでもうしているということ。そうしたさまざまな状況を勘案して、改齢者住宅の整備という命題を打ち出して、今、その実行計画を実現したりような……。

〇事務局(月橋住宅課長) 高齢者の住まい確保の手法については、

さまざまな方法があると思います。

をいただければと事務局では考えております。保のテーマの中で議題にしていただいて、いろいろな側面から御議論金の援助というんですか、そういうところの選択肢も今回の住まい確何えば家賃助成の制度であるとか、そういうものもございますし、資今現在、新宿区ではやっておりませんけれども、他の自治体では、

てのおうちに最初は御家族でお住まいになっていて、最後、旦那さん 〇大方会長 私も同じような意見でございまして、特に、古い一戸建

> !、……。 もお亡くなりになって、女性の方が一人で残るというケースが多いと

ので、 かなと思っているんですけれどもね。 また、若いファミリー向けの良質な住宅確保にもつながるんじゃない の支援にまたつながっていくのかなという気がするんですけれどもね なりに移っていただくというような仕組みは、今、 て若い人に貸すと。そのお金でもってサービス付きなり、老人ホーム らと思います。 いうことはあることはありますが、なかなかうまくいかない面もある が、区なりあるいは民間事業者でもいいですが、それを一旦借り上げ リバースモーゲージというのは、 その辺は区として力を入れてやっていくと、この住まい確保へ またこれはなかなか難 それもぜひ検討していただけた 移住、 住みかえと じい

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇野村委員 今日の審議会の議題は、何を審議していただきたいかと

会長にもお聞きしたいし、事務局にもお聞きしたいんですけれども、いかがなたことを審議する会というふうに私は思うんですけれども、いかがなをのをいったことを審議することではなくて、これからの高齢者の住なのといったことを審議することではなくて、これからの高齢者の住る長にもお聞きしたいし、事務局にもお聞きしたいんですけれども、

〇大方会長 おっしゃるとおりでございます。

いということだと思いますので、先ほど野村委員のおっしゃったようもっといろいろ検討すべき事項があれば、ぜひアドバイスいただきたら検討会というのをさらにやりますので、こういうことでいいのか、ですから、きょうは、この五ページものの、こういう方向でこれか

なアイデアをどんどんお出しいただければということです。

ど。いる段階だったかもしれませんが、まだ時間がございますので、どういる段階だったかもしれませんが、まだ時間がございますので、どうそこに行く前にいろいろまだ御質問があってという、理解を深めて

討してもらいたいというのがあると思うんです。 い質問が多かったような感じがします。もっとこんな面からも課題検うんじゃなくて、失礼な言い方ですけれども、単なるわけのわからな**〇野村委員** それにしては、今までの質問は、課題に対する質問とい

に課題抽出をやっていただきたいと思います。
に課題抽出をやっていただきたいと思います。この調査結果を踏まえて、新たこの調査は、一般高齢者・要介護者・事業者向け等のアンケート調査度二十五年度、十一月ごろに新たに調査する予定だと聞いております。 に課題抽出をやっていただきたいと思います。 産ニ十五年度、十一月ごろに新たに調査する予定だと聞いております。 第一点を言いますと、課題の抽出に当たりまして、高齢者の保健と

たいと思います。
が生じるかといったことも、今回の検討課題の中には入れていただきりますので、それとの絡みで、受け皿として市町村にどういった課題けないと思っているのが、要介護が市町村マターになるという点があログラム法案ですか、来年、それの具体的なことで特に注意せねばいるれと、先ほど言いました国で考えております社会保障制度改革プ

# O大方会長 いかがですか。

査するものを今月二十一日から実施をいたします。〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 高齢者福祉課長でございます。

と思っております。
ことは必要だと考えておりますので、そのようにさせていただきたいあった場合には、そういったことをもとに課題を抽出していくという回お示ししている内容と比較をいたしまして、また経年の変化などがいうことになっておりますが、そういった中で抽出されたものが、今にの内容につきましては、今年度末に報告書にまとめ、公表すると

# **〇野村委員** お願いします。

○事務局(齊藤高齢者福祉課長) それから、平成二十七年度に向けの事務局(齊藤高齢者福祉課長) それから、平成二十七年度に向けます。

ては引き続き残すというようなことが報道で出されております。移行を三年間で行っていくということで、訪問看護などの部分についイサービスであるとか通所の部分ですね、そういった部分的なもののただ、最近の情報では、要支援の部分の全てではなく、その中のデ

る部分については取り扱ってまいりたいと考えております。といたしたりついては取り扱ってまいりました課題などについて、今回のき、その検討の中で上がってまいりました課題などについて、今回のいで第六期の介護保険事業計画を策定していく検討の中で、どのようびに第六期の介護保険事業計画を策定していく検討の中で、どのようましても、先ほどの調査を踏まえて、次期の高齢者保健福祉計画、並ましても、先ほどの調査を踏まえて、次期の高齢者保健福祉計画、並ましても、先ほどの調査を踏まえて、次期の高齢者保健福祉計画、並ましても、先ほどの調査を踏まえて、次期の高齢者保健福祉計画、並ましても、先ほどの議算を対している。

# 〇大方会長 よろしゅうございますか。

### **〇野村委員** お願いします。

# 〇大方会長 ほかの観点でいかがです

### 〇伊藤委員 伊藤です。

高齢者の概念の中に入れることができるのかどうかをちょっとお尋ねさせることによって、お互いに見守りだとか、あるいは新しい感性ださせることによって、お互いに見守りだとか、あるいは新しい感性だくて、若者と同居するような形で、高齢者を若い人たちと一緒に同居したいんです。

○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(月橋住宅課長)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記録)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○事務局(日本記述)○

r。 とができるというところに導いていければよろしいのかと考えていまを取り入れながら、その結果、高齢者の方が地域で安心して暮らすこなくて、今委員がおっしゃったようなソーシャルミックス的な考え方なくて、今委員がおっしゃったようなソーシャルミックス的な考え方ですので、決して高齢者という言葉だけでそこに限定するものでは

# 〇伊藤委員 それは民間事業者でもオーケーなんですか。

○事務局(月橋住宅課長) 今の例としては、私は公営住宅の話しか

題に入れていただくといいんじゃないでしょうかね。組みはまだ区の場合ないですよね。だから、それもこれからの検討課の大方会長(ただ、特段そういうものに補助をするとか、支援する仕

に近居ですね、それも課題だと思います。ースもありますし、そういうミックスをいかにうまく進めるかと、特に一緒に住んで、同居は嫌だけれども、近くに住みたいなんというケあったような近居といいますか、子供世帯が親が弱ってきたから近く若い人と隣に住むというのもありますし、それからさっきも話題に

思うんですけれどもね。 思うんですけれどもね。 はいんですよね。特にマンションみたいなものを本当にバリアフリー化いんですよね。特にマンションみたいなものを本当にバリアフリー化ますけれども、せいぜい二十万円ぐらいですか、大したことはできなますけれども、せいぜい二十万円ぐらいですか、大したことはできなったらバリアフリー改修にある補助をすると、今も介護保険からは出ったらに言うと、普通のマンションというか賃貸住宅でも、必要にな

ますのでね。
ますのでね。
ますのでね。
おいたします。特に地震が来たら危ない地域もたくさんありな仕組みも、そろそろ新宿区は考えていったほうがいいんじゃないからとしたら、どうせいじるんだったら、お台所もきれいにしたいとか、うとしたら、どうせいじるんだったら、お台所もきれいにしたいとか、うとしたら、どうせいじるんだったら、お台所もきれいにしたいとか、らとしたら、どうせいじるんだったら、お台所もきれいにしたいとか、という気もいたします。特に地震が来たら危ない地域もたくさんありという気もいたします。特に地震が来たら危ない地域もたくさんありな仕組みも、そろそろ新宿区は考えていったほうがいればして、五百万ぐらという気もいたします。特に地震が来たら危ない地域もたくさんありなける。

かなと思うんですが、ただ、財団のほうは、ほかの援助を受けると、がありますよね。それと区の制度をうまくマッチングさせたらいいのムだとか、そういったものを組み合わせて、最大一千万という補助額高齢者住宅財団のほうで、耐震補強とバリアフリーだとか、リフォー〇伊藤委員 合わせわざというのがオーケーなのかどうかなんですが、

あれば、もう少し進みそうな感じもするんです。ことなんですけれども、その辺うまく区のほうも組み合わせが可能でその分は削られちゃうというのがあって、最大一千万なのかなという

いう形を制約云々として契約する案です。くという形で、最終的に十年後、亡くなられた後にそれを清算するとリバースモーゲージ的な返済方法で、たしか金利だけ毎月支払ってい先ほどちょっと野村さんのほうからもお話がありましたけれども、

すね、元本を返さなくていい。はい、わかりました。
〇大方会長
そういう形で一千万まで融資が受けられるということで

**〇野村委員** 会長、もう一点あります。

### 〇大方会長 どうぞ。

○野村委員 最近、都のほうから地域危険度測定調査結果が新たに発 でいた。○野村委員 最近、都のほうから地域危険度測定調査結果が新たに発 を傭いていませんですけれども、既存ストックとか既存インフ を備地区に指定されているところはございませんけれども、私、十七 整備地区に指定されているところはございませんけれども、私、十七 を構地区に指定されているところはございませんけれども、私、十七 を開地区に指定されているところはございませんけれども、私、十七 を高に入れまして、御検討されることをお願いします。

## **〇大方会長** お願いします。

何かコメントあれば、どうぞ。特になければ、それはやるということに決めましょう。

課題として、今、野村委員の御発言は受けとめたいと思います。審議会のメンバーの中にも入っていますし、都市計画部の中の全体のも出席しております。そうした耐震の補助等を行っている部署もこの〇事務局(月橋住宅課長) 都市計画部の中で、幹事で地域整備課長

### O大方会長 お願いします。

題もいろいろありますね。よろしくお願いします。をどういうふうにみんなで避難させるかとか、その辺のソフト面の課ことながら、いざとなったときにひとり暮らしの、特に後期高齢の方そういう意味でいうと、建物の耐震性は、それが地域の安全はさる

どうぞ。

心です。程度進んでいて、課題等がありましたらちょっと教えていただきたい的にはなかなか進まないというような話も聞いておりますが、今どの高齢者福祉課のほうでもやられているかと思うんですけれども、全国る断出委員 今、災害の話が出たんですが、災害時要援護者のほうは

**〇大方会長** 所管が別かもしれませんが、どうぞ。

○小栁委員 今現在、一つは、公助の部分ともう一つは共助の部分が も現在、一つは、公助の部分ともう一つは共助の部分が といってきています。○小栁委員 今現在、一つは、公助の部分ともう一つは共助の部分が

しょうか。 り手を上げていただける方は増えてきているということでよろしいでり手を上げていただける方は増えてきているということでよろしいでなところでお聞きしているんですが、結構、いろんなPRの中でかなO西山委員 手上げ方式というのは、結構課題だということはいろん

### 〇小栁委員 はい。

その部分でつけ加えますと、手上げ方式の場合、新宿区の場合には

思います。
思います。
いる数字を超えていますので、かなり皆様関心を持っていただけたとすぐ数は出ませんけれども、数的には、進捗状況の中で目標に掲げてす。その整備ができた上でまた改めて募集をかけていきましたら、今具体的に何かあった場合にそこで支援するという体制はとっておりまそのマップ、いわゆる地図のところに手を上げた方の住居を示して、

O大方会長 すばらしいですね。

いかがでしょう。どうぞ、土屋委員。

○土屋委員 議論する際の頭の整理なんですけれども、割と住宅単体○土屋委員 議論する際の頭の整理なんですけれども、割と住宅単体

お願いします。

〇大方会長 何かあれば。

るいは地域でどのようにかかわるのか、あるいは単体としてどのようり多く感じましたので、次回、そのあたりの時間的なところとか、あの事務局(月橋住宅課長) 今の御指摘のとおりだという部分もかな

ありがとうございました。かりとわかりやすく整理して御提示させていただきたいと思います。にできるのか、あるいはハード・ソフトのところ、そのあたりをしっ

〇大方会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○事務局(月橋住宅課長) 例えば、住宅課で行っているさまざまな

○長谷川委員 要望ですけれども、これ見たら、こっち向いたりして、何かすごく見づらいんですよね。だから、こうやっち向いたりして、何かすごく見づらいんですよね。だから、こうやる長谷川委員 要望ですけれども、これ見たら、こっち向いたり、あ

○大方会長紙がもったいないから両面使ったんでしょうけれども、ったので、ちょっと言いたかったんです。すみません。ったので、ちょっと言いたかったんです。すみません。ったので、ちょっと言いたかったんです。すみません。いや、とても大きくて見やすいんですよ。すごくいいんですけれどいや、とても大きくて見やすいんですよ。すごくいいんですけれどの大力を

ほかにいかがですか。

○桑原委員 今、宮坂委員がおしゃいましたけれども、うちの業界で

に遭われて探しているとか、非常に多うございます。相談、おひとり住まいの方、特に七十五以上、八十歳過ぎて立ち退きかが多かったんですけれども、この二、三年、急激に高齢者の方の御住宅相談を週一回、区役所でやっております。前は生活保護者の方と

迷っちゃうケースが結構多いんですね。常に問題になっていて、なかなか承諾もらえない、ですから、路頭にただ、対オーナーさんは、倒れたり、亡くなったりということが非

思います。
も、ぜひともこの辺は検討課題にしていただければ大変ありがたいとも、ぜひともこの辺は検討課題にしていただければ大変ありがたいとから下の部分に結構よく書いていただいたのでよかったんですけれども、四ページの半分た面を考えたり、いろいろしているんですけれども、四ページの半分ですから、今うちの業界でもいろいろ考えていて、保険でそういっ

〇大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの力もぜひ検討の中でよろしくお願いいたします。〇大方会長 高齢者向けじゃなくて、 区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅もの大方会長 高齢者のける

に含めていただいて、よろしくお願いします。 ような……。考え方は難しいんでしょうけれども、ぜひその辺も検討借家住まいの方への対応というところが、何となくあるような、ないうことなんでしょうけれども、これを見ても、やや所得の低い方とかきょうのこの資料三が、当面、この検討会で検討される課題だとい

すし、一方で、シルバーピアのほうは増やすということもなかなか難てもやっぱりある程度以上の層にしか対応できないという面もありまサービス付きだと、冒頭の御質問からずっと続く話ですが、どうし

しいでしょうから、この中間のものをどうするかですね

いかがでしょうか。

○西村委員 一つは、いろいろ決めていただいた場合に、つくる事業 の西村委員 一つは、いろいろ決めていただいた場合に、つくる事業

かなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。
ミリー世帯が住めるような環境の話も出していただけると非常にいいたけで高齢者は生き生きとして、いろいろと生活環境が変わってQOだけで高齢者は生き生きとして、いろいろと生活環境が変わってQOが上が立るは、私は小児科医で子供を見ていますから、さっき伊藤委員かあとは、私は小児科医で子供を見ていますから、さっき伊藤委員か

う、一人で寂しく、誰とも話をしないとますます弱っちゃうと。されていて、高齢者というのは引きこもっちゃうとどんどん弱っちゃ高齢社会総合研究機構の、特に医学系の方が一生懸命このごろは研究の大方会長 専門のお医者さんがいる前であれですけれども、うちの

それだけ健康寿命が延びて、要介護需要も減っていくと、お医者さん非常に大きな要因だと思うんですね。そういう環境で生活していれば、んなイベントがあるとか、そういうこともこの支援付き高齢者住宅はまあひとり暮らしの方も当然いらっしゃるわけですから、できるだけですから、御家族と一緒にいるのが一番いいんでしょうけれども、

ひ入れておいてくださいね。ですから、そういうのも大事だと思っていますので、そこも検討にぜはもうからなくなるかもしれませんけれども、健康が続くということ

〇西村委員 そうですね。ぜひお願いします。

ありがとうございました。
なという気がしたので、もしそういった資料があれば教えてください。いに今なっているかという事例も教えていただけるとわかりやすいかているとか、介護系が入っているんだったら、具体的にどういうぐあいう具合に新宿区の中がなっているかですね。医療系がどこかに入っあと、もう一つは、例えばさっきのサ付きであれば、具体的にどうあと、もう一つは、例えばさっきのサ付きであれば、具体的にどう

〇大方会長 ありがとうございます。

どうぞ、石川委員。

○石川委員 サ付き住宅なんですけれども、私自身が気になっているのですけった住宅があるとは思うんですけれども、公的なほうでチェックというか、いろあるとは思うんですけれども、公的なほうでチェックというか、して、国、都から補助金が入る。そして、入居者の苦情処理等はいろことは、運営開始後、民間がつくって、運営も民間の方がなさる。そこなります。

なとも思っています。 はとも思っていますが同意基準のときにチェックしていただきたいような計画を区のほうが同意基準のときにチェックしていただきたいのための周辺整備とか、そういうことのほうにちゃんとお金をかけた補助金を家賃が安くなるほうに使っていただきたくないと思い、地域ということで、私は、家賃が高い住宅に入れる人たちのために、その権助金が入りますから、民間の事業者は一戸、百万入る、そしたら

建てた後、そういうチェック機能というのは、民間は民間に任せて

ます。いますから、その辺がどうなるのかなということをちょっと考えていいますから、その辺がどうなるのかなということをちょっと考えていのもあるんですが、入居者の人はなかなか言えない立場になってしまもございますので、できた後のことを見ていると、第三者評価というといいますけれども、今までの高優賃等十年ぐらいたっているところ

〇大方会長 何か、事務局のほうから今のことでございますか

はい、お願いします。

りました。 〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 先ほど西村委員のほうから、今回、 の事務局(齊藤高齢者福祉課長) 先ほど西村委員のほうから、今回、

に入れたものでございます。 今回、私ども、サ付き住宅、同意基準の中に地域との交流と支え合いといったような項目を入れさせていただいておりましては、新宿区の地域医療であるとか介護サービス携に当たりましては、新宿区の地域医療であるとか、あるいは地域のただいたということとともに、医療・介護サービス事業所の選定や連ただいたということとともに、医療・介護サービス事業所の選定や連ただいたということとともに、医療・介護サービス事業所の選定や連続に当たりましては、新宿区の地域医療であるとか、あるいは地域の方々とできた後、地域の中でそこにお住みになっている方が、地域の方々と事業所、こういった事業者を選定していただいております。その住宅がりでいたということを条件の中事業所、こういった事業者を選定していただいております。その住宅がりに入れたものでございます。

でありますが、私どもとしては、例えば入居者の状況把握であるとか、介護サービス事業所であれば、そこでの指導等はまた別のセクションるとか、その住宅で提供しているサービスの内容であるとか、例えばまた、サ付き住宅ができた後、そこの住宅に入居されている方であ

るところでございます。 生活相談サービスの提供、こういったことに関して、必要に応じて当生活相談サービスの提供、こういったことに関して、その担当者とのやりとりの中でしっかりとその辺のとということで、その担当者とのやりとりの中でしっかりとその辺のとということで、その担当者とのやりとりの中でしっかりとその辺のとということで、その担当者とのやりとりの中でしっかりとその辺のとでは、近にでいうとは、新宿区とに関して、必要に応じて当生活相談サービスの提供、こういったことに関して、必要に応じて当

〇大方会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

一スがあるというふうに聞いています。うか補助金が入るということで、当初から実はいろいろ問題があるケことは言えないんですが、いわゆるサ付き住宅についても交付金とい〇篠原委員 今のお話に関係するんですけれども、実は、余り詳しい

うと性善説に立って、かなり緩いんじゃないかと思うんですね。うふうに考えるんですけれども、その辺、国も自治体もどちらかといすから、トラブルを抱えた場合のことを考えると、あれもこれもとい補助したり交付したりするものの基準というか要求が、私は弁護士でそれがどうしてかと考えると、国なり自治体の当初の審査というか、

ースが結構多いと思います。
も、そのところだけで、あとはなかなかちゃんとはならないというケも、悪いんだけれども、国も自治体も最初のところはいいんだけれども、悪いんだけれども、国も自治体も最初のところはいいんだけれどういう住宅として継続していく場合に、途中でどういう報告をさせて、ういう住宅として継続していく場合に、途中でどういう報告をさせて、

やはりそこはきちっとしていただく必要があるかなというふうに思い要は、私たちの税金が使われてそういう補助が出ているわけだから、

ます。

**〇大方会長** 何かありましたら、どうぞ。

〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 貴重な御意見ありがとうござい。

た対応がとれるようなものを考えてまいりたいと思います。ういった視点で検証ができるような、また必要に応じて資料等も含め要だと考えておりますので、今後、こういった事業を進める中で、そものがより継続的に、そして恒常的になるように努めていくことが重継続してそういった状況を把握し、特に連携しながら、そういった

ありがとうございます。

〇大方会長 そのほか、いかがでしょうか。

新宿区さんの作業としておやりになるわけですよね。それで、国と都ですよね、新宿区さんの条件に合っているかどうか、それを全部当然意基準を求めますときに、図面の審査とか、そういう細かいチェックの工具を員 すごく細かいことなんですけれども、都から来て区に同

がお金は出しますという話ですよね。

**〇大方会長** どうなんですか。

しっかりと審査会等で議論していきたいと思っています。 有益な施設なのか、地域に受け入れられる施設なのかというところもいろんな目で見て、この同意基準に合致しているのか、区民にとってックは区として当然の責務だと思いますし、審査会等を組織しまして、の事務局(月橋住宅課長) もちろん、同意基準に沿った細かいチェ

**〇石川委員** あと、すみません、続けさせて下さい。

一見普遍的な標準とか、そういうのがあったとしても、大きいのと

形になりますよね。その辺、よろしくお願いします。か小さいのとか、それぞれ条件が違うので、一件一件の御検討という

○事務局(月橋住宅課長) 委員のおっしゃるとおりです。

〇石川委員 すみません、以上です。

今のイメージでは。 か。これは個別ごとにいろいろあるんですか、どういう感じですか、と思うんですけれども、これはどのぐらいの割合を想定されるんですただきたいんですが、区民枠の設定というのがあって、これは重要だの大方会長 それに関して少し今、改めて眺めて、ちょっと教えてい

○事務局(齊藤高齢者福祉課長) 現時点で、ここに一律で、戸数でございます。○事務局(齊藤高齢者福祉課長) 現時点で、ここに一律で、戸数ででございます。

アンスですか、これは。 とか、そういうのはだめなんでしょうね。過半数ぐらいはというニュ **〇大方会長** ただ、イメージとして一戸だけ申しわけ程度につくった

○事務局(齊藤高齢者福祉課長) 一応、御相談いただいているところでには、私どもで一定の目安というところでは、総戸数の三分の一ぐら

十六号沿いにあるところだと、このサ付きがどんどん建って、そこに思いますが、比較的土地は安くて、そこそこ便利な、東京圏でいうと〇大方会長 これを伺ったのは、新宿区の場合は余り心配ないんだと

外部の人がずっと入ってきちゃって、介護保険制度がだんだんつらく外部の人がずっと入ってきちゃって、介護保険制度がだんだんつらくのの人がずっと入ってきちゃって、介護保険制度がだんだんつらくのおの人がずっと入ってきちゃって、介護保険制度がだんだんつらく

ます。 〇事務局(齊藤高齢者福祉課長) 会長のおっしゃるとおりでござい建ててほしいという、どっちかというと、そういう方向なんですね。でも、新宿区の場合は、むしろサ付きはまだ足らないから、もっと

を進めていただくことが重要だと考えております。をさせていただきながら、区民にとって有益なものとなるように整備その際には、こういった同意基準に基づき、事業者のほうと十分相談つかの御相談も私どものほうに寄せられている状況がございますが、これから増えてくるものというふうに考えております。もう既に幾

説1。観点で私どもも接してまいりたいというふうに考えるところでござい観点で私どもも接してまいりたいというふうに考えるところでございます。引き続き、今後、御相談に来られる事業者に対しては、そういった。

〇大方会長 いかがでしょうか。大体よろしゅうございますか。

その他

辺ということにいたしまして、あとは、また事務局のほうにお返し

0

いたします。

# 〇事務局(山崎居住支援係長) では、事務局からです。

うか、お諮りお願いいたします。本日の議事録につきまして、ホームページに公開してよろしいかど都度、当日の議事録の公開についてお諮りさせていただいております。審議会議事録のホームページの公開につきましては、審議会終了の

# 〇大方会長 よろしゅうございますか。

[「はい」の声あり]

〇事務局(山崎居住支援係長) ありがとうございます。

務局まで御通知いただきたいと思います。 委員報酬の振込先が事務局へのお届け先と変更されている場合、事次に、確認させていただきたい事項は、委員の報酬についてです。

いたします。 御提出をお願いしておりますが、お持ちでない方は事務局までお願い報酬振込のための口座振替依頼書を同封させていただきました。本日、また、新たに委員になられた方には、事前の資料送付の際に、委員

続きまして、次回の審議会の日程でございます。平成二十六年二月口座に振り込む予定でございます。よろしくお願いいたします。なお、本日の委員報酬のお支払い時期ですが、来月の上旬に指定の

いたします。開催通知は、別途送付させていただきます。三日月曜日、午前九時半からとさせていただきます。よろしくお願い

す。どうもありがとうございました。 **〇大方会長** 特に委員の皆さんからなければ、これで散会といたしま 事務局からは、以上でございます。ありがとうございました。

午後三時五十分閉会